

令和7年度千葉県障害福祉サービス等情報公表計画

1 目的

この計画は、千葉県障害福祉サービス等情報公表実施要綱（平成30年5月30日制定。以下「実施要綱」という。）に基づき、障害福祉サービス等情報の公表（以下「情報公表」という。）を効率的かつ円滑に実施するため、報告に関する計画及び公表に関する計画を一体のものとして定めるものである。

2 計画の概要

(1) 計画の基準日

令和7年4月1日とする。

(2) 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(3) 対象となる障害福祉サービス等

公表の対象となる障害福祉サービス等は、実施要綱第2条に規定されるサービスとする。

(4) 対象となる障害福祉サービス等事業者

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定により、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者。

イ 障害者総合支援法第76条の3第1項及び障害者総合支援法施行規則第65条の9の6並びに児童福祉法第33条の18第1項及び児童福祉法施行規則第36条の30の2に規定される事業者を除き、基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者。

3 報告に関する計画

(1) 報告の方法

県は、原則として独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表等システム」を通じて事業者から報告を受けるものとする。

(2) 報告の開始

報告の開始日は、以下のとおりとする。

- ア 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者
令和7年5月1日
- イ 基準日以降、新たに障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者
指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日

(3) 報告の期限

報告の期限は、以下のとおりとする。

- ア 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者
令和7年7月31日
- イ 基準日以降、新たに障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者
指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日から1か月以内

(4) 事業者による報告内容

- ア 基準日より前に、サービス提供実績のある事業者については、障害者総合支援法施行規則第65条の9の8及び児童福祉法施行規則第36条の30の4の規定に基づき、別添1基本情報及び別添2運営情報を報告する。
- イ 基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、別添1基本情報を報告する。

4 公表に関する計画

県は、事業者が提供する指定障害福祉サービス等の種類・事業所ごとの基本情報及び運営情報を公表する。また、県は、調査を実施した場合、当該調査結果について公表する。

(1) 公表の方法

ア インターネットによる公表

県は、事業者から報告を受けた障害福祉サービス等情報を独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」を通じて公表するものとする。

また、利用者等からの要請に応じて、県は、紙媒体による情報提供、閲覧等を行うものとする。

イ 事業者による公表

事業者は、公表する障害福祉サービス等情報について、障害福祉サービス事業所等の見やすい場所に掲示するなど、利用者等への情報提供に努めるものとする。

また、事業者は、利用者等が希望する場合は、利用者等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、公表する障害福祉サービス等情報を添付するよう努めるものとする。

(2) 公表の時期

公表の時期については、以下のとおりとする。

ア 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者
報告後2か月以内

イ 基準日以降、新たに障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者
報告後1か月以内

(3) 公表後の障害福祉サービス等の情報

ア 障害福祉サービス等情報の更新の取扱い

事業者は、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスに修正又は変更がある場合は、速やかに県に報告を行うものとする。

県は、障害福祉サービス等情報の更新が行われた場合、速やかに情報を障害福祉サービス等情報公表システムに掲載するものとする。

イ 障害福祉サービス等情報の削除の取扱い

県は、障害福祉サービス等情報を公表している対象事業者等が障害福祉サービス等を休止又は廃止したことを確認した時は、当該事業者等の公表情報を削除するものとする。